

✉ 郵送提出推奨 ✉

例年、市民税・都民税申告の受付窓口は大変混み合います。長時間お待たせしないためにも、**郵送提出を推奨**しています。

下の「郵送提出用 封筒表書き」を、お手持ちの封筒に切手と一緒に貼り、ご提出ください。

郵送提出用 封筒表書き

重量に応じた
切手を貼って
ください

201-8585

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市役所 課税課 住民税係 行

市民税・都民税申告書 在中

きりとり

きりとり

～ご提出の前に～ 記入項目チェックリスト

チェックリストの
提出は不要です

申告する皆様へ

漢字氏名、電話番号を記入しましたか？

狛江市長宛て 7年 月 日提出	住所 狛江市 〒 現在住居 □同上(同上の場合□にシテ)
(フリガナ) 氏名	職業 明・大・朝・平 年 月 日 高

←電話番号はハイフンなし左詰めでご記入ください。

はい

収入のなかった方へ

令和6年中に収入のなかった方も収入のなかった方欄への記入が必要です。

はい

収入のある方へ ※令和6年中の収入が1円以上ある方

- 「所得欄」に令和6年1月～12月分の収入を記入または収入額の方欄（源泉徴収票等）を添付しましたか？
- ご家族分の収入を合計していませんか？
収入に記入するのは、申告者本人名義分のみです。

はい

非課税の方へ ※65歳以上で年金のみの収入が155万円以下の方 ※給与収入が100万円以下で他に収入がない方等

- 原則として「所得等控除欄」への記入及び書類の添付は必要ありません。
- 課税（非課税）証明書に各種控除の記載が必要な場合や、扶養される方の申告をしなければ扶養される方が非課税として決定されない場合等、必要がある方は控除の申告をしてください。

はい

医療費控除を申告する方へ

- 令和6年1月～12月分の医療費の明細書（任意様式）の添付または申告書裏面の「医療費控除の明細書」に記入しましたか？
- ※領収書の添付は必要ありませんが、領収書は5年間保管してください。

はい

④ 医療費控除の明細書（令和6年1月～12月）

申告書 (裏面)	医療を受けた方	病院などの支払先	支払った医療費 (医療費控除対象のみ) 円	補てんされる金額 円



全ての方

該当する方のみ

控除証明書・領収書を添付した方へ

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の控除証明書・領収書を添付した方へ
- 申告書の所得控除欄に「◎」が記載されていない控除は、控除証明書・領収書の添付は必要ありません。
- 「◎」が記載されている項目は、控除証明書・領収書等の資料や明細等の添付が必要です。

引 以 外 天	国保・後期高齢・健保	公的介護保険	◎国民年金(掛金)	円
------------------	------------	--------	-----------	---

はい

扶養親族と別居している方へ

- 扶養親族（配偶者を含む）と別居している場合、氏名等を記入した行の右横にある「別居」にチェックをし、申告書の下部「別居扶養者の住所」に住所を記入しましたか？

別居
<input checked="" type="checkbox"/>

はい

別居扶養者の住所

給与所得の源泉徴収票を添付した方へ

- 源泉徴収票に記載された控除は、各控除欄に「別添のとおり」と記入することで各控除額の記入を省略することができます。

はい

よくある間違い

...

(1) 所得の年分違い

令和5年分の所得（令和5年1月～12月に得た給与等）の源泉徴収票の金額を記入した。
⇒記入する所得は令和6年1月～12月分のみです。

(2) 家族名義の収入を合算

収入金額（給与・年金）欄に自分と家族分の合計金額を記入した。
⇒収入はご自身名義のみ記入してください。
ただし、ご家族分の社会保険料や医療費等を支払っている場合は控除額に加算ができます。

(3) 同一生計の配偶者の所得金額

同一生計の配偶者の合計所得金額欄に収入金額を記入した。
⇒収入ではなく所得の合計額を記入してください。

添付書類の糊やホチキスでの貼付は不要です

...

各種資料は、糊やホチキスで貼付せずにご郵送ください。窓口で申告する場合も、貼り付けしていない状態で、申告書と併せてお持ちください。

市民税・都民税の未申告と過料について

地方税及び狛江市税条例に基づき、市民税・都民税の申告について、正当な理由がなく申告がされなかった場合においては、10万円以下の過料を科する場合があります。